

仙台観光アンバサダー設置要綱

(平成 23 年 2 月 24 日 経済局長決裁)

(設置)

第 1 条 本市の魅力を広く国内外に紹介し、本市のイメージアップ及び観光振興を図るため、仙台観光アンバサダー(以下「アンバサダー」という。)を置く。

(活動内容)

第 2 条 アンバサダーの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 国内外に本市の魅力を広く紹介すること。
- (2) その他必要なこと。

(委嘱)

第 3 条 アンバサダーは、本市の魅力を国内外に広く紹介することが期待できる個人又は団体で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 文化、芸術、スポーツ、産業、歴史等の分野において市にゆかりのある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

2 委嘱に伴う謝礼は、支給しないものとする。

(任期)

第 4 条 アンバサダーの任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別な事由があるときは、アンバサダーを解任することができる。

(庶務)

第 5 条 アンバサダーに関する庶務は、文化観光局東北連携・観光交流部観光戦略課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、文化観光局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日改正）

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日改正）

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。